

臨時 ほけんだより

静岡県立川根高等学校

令和 5年 5月

令和5年5月8日～

新型コロナウイルス感染症の対策が変わります！

約3年間、様々な制限がある生活を送ってきました。5月8日以降、従来行っていた感染症対策とは異なる対策の仕方になります。引き続き必要な対策・流行時に必要な対策を知り、今後の生活に生かしていきましょう。

基本的な感染症対策について

体調不良の時の対応について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には登校を控え、自宅等で休養しましょう。
ただし、出席停止の対象とはなりません。

健康観察（マチコミへの健康状態・体温の入力）について

引き続き、学校で健康状態を把握しますので、自分の健康観察・体調管理を行ってください。
現在行っているマチコミへの健康状態・体温入力は、終了します。

衛生管理について

「手洗い」… 外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後など、流水と石けんでこまめな手洗いを行いましょう。タオル・ハンカチの共用は禁止です。

「マスク着用」… マスクの着用については、個人の判断とします。

咳・くしゃみをする場合には、咳エチケットを忘れずに！

「換気」… 2方向の窓を同時に開けて換気をおこないます。

対角の窓を開けるようにしましょう。

昼食について

前向き昼食や自分の座席で食事をする、黙食の制限はありません。ただし、飛沫が飛ばないために大きな声を出さない等の対策を行ってください。

ただし、感染が流行している場合には対応が変わる場合があります！

自分や同居家族等が感染した場合の対応について

「自分」が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

①感染が判明した場合には、必ず学校に報告をしてください。（長期休業中も含む）

②出席停止期間は、

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。

※発症日を0日目、無症状の場合は、検体採取日を0日目とする。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

（参考）

例		発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1	発症後2日 目に症状軽 快した場合	発症	症状 あり	<u>症状 軽快</u>	軽快後 1日目	発症後 4日目	<u>発症後 5日目</u>	登校 ○		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
2	発症後3日 目に症状軽 快した場合	発症	症状 あり	症状 あり	<u>症状 軽快</u>	軽快後 1日目	発症後 5日目	登校 ○		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
3	発症後4日 目に症状軽 快した場合	発症	症状 あり	症状 あり	症状 あり	<u>症状 軽快</u>	軽快後 1日目	登校 ○		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
4	発症後5日 目に症状軽 快した場合	発症	症状 あり	症状 あり	症状 あり	症状 あり	<u>症状 軽快</u>	軽快後 1日目	登校 ○	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
5	発症後6日 目に症状軽 快した場合	発症	症状 あり	症状 あり	症状 あり	症状 あり	症状 あり	<u>症状 軽快</u>	軽快後 1日目	登校 ○
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

③発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

「同居家族等」が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

①5月8日以降、濃厚接触者の特定は行いません。

②同居家族等が陽性であっても、自分の感染が確認されていない場合については、登校可能です。

欠席した場合、出席停止の対象にはなりません。